

## モデルケース 独身（給与収入300万円）



※所得税の限界税率5%  
 ※個人住民税(所得割額)126,500円  
 ※住民税の特例控除額の上限  
 (住民税所得割額の1割) = 126,500円 × 1割 = 12,700円

### 1万円を寄附した場合

寄附金 10,000円			
適用下限額 2,000円	所得税控除 400円	個人住民税控除 7,600円	
		基本控除 800円	特例控除 6,800円
適用対象外	所得税と個人住民税合せて8,000円が控除されます。		

寄附しない場合
住民税126,500円 所得税 62,000円
↓
寄附した場合
住民税118,500円 所得税 61,600円 } Δ8,000円

### 3万円を寄附した場合

寄附金 30,000円				
適用下限額 2,000円	所得税控除 1,400円	個人住民税控除 15,500円		控除されない部分 11,100円
		基本控除 2,800円	特例控除 12,700円	
適用対象外	所得税と個人住民税合せて16,900円が控除されます。			適用対象外

特例控除の上限額(12,700円)

寄附しない場合
住民税126,500円 所得税 62,000円
↓
寄附した場合
住民税111,000円 所得税 60,600円 } Δ16,900円

## モデルケース 独身（給与収入500万円）



※所得税の限界税率10%  
 ※個人住民税(所得割額)260,500円  
 ※住民税の特例控除額の上限  
 (住民税所得割額の1割) = 260,500円 × 1割 = 26,100円

### 1万円を寄附した場合

寄附金 10,000円			
適用下限額 2,000円	所得税控除 800円	個人住民税控除 7,200円	
		基本控除 800円	特例控除 6,400円
適用対象外	所得税と個人住民税合せて8,000円が控除されます。		

寄附しない場合
住民税260,500円 所得税160,500円
↓
寄附した場合
住民税253,300円 所得税159,700円 } Δ8,000円

### 4万円を寄附した場合

寄附金 40,000円				
適用下限額 2,000円	所得税控除 3,800円	個人住民税控除 29,900円		控除されない部分 1,900円
		基本控除 3,800円	特例控除 26,100円	
適用対象外	所得税と個人住民税合せて33,700円が控除されます。			適用対象外

特例控除の上限額(26,100円)

寄附しない場合
住民税260,500円 所得税160,500円
↓
寄附した場合
住民税230,600円 所得税156,700円 } Δ33,700円

## モデルケース 夫婦+子供（給与収入700万円）



### 1万円を寄附した場合

寄附金 10,000円			
適用下限額 2,000円	所得税控除 800円	個人住民税控除 7,200円	
		基本控除 800円	特例控除 6,400円

適用対象外 所得税と個人住民税合せて8,000円が控除されます。

寄附しない場合	住民税293,500円 所得税165,500円
寄附した場合	住民税286,300円 所得税164,700円

△8,000円

### 3万円を寄附した場合

寄附金 30,000円			
適用下限額 2,000円	所得税控除 2,800円	個人住民税控除 25,200円	
		基本控除 2,800円	特例控除 22,400円

適用対象外 所得税と個人住民税合せて28,000円が控除されます。

寄附しない場合	住民税293,500円 所得税165,500円
寄附した場合	住民税268,300円 所得税162,700円

△28,000円

### 5万円を寄附した場合

寄附金 50,000円				
適用下限額 2,000円	所得税控除 4,800円	個人住民税控除 34,200円		控除されない部分 9,000円
		基本控除 4,800円	特例控除 29,400円	

適用対象外 所得税と個人住民税合せて39,000円が控除されます。適用対象外

特例控除の上限額(29,400円)

寄附しない場合	住民税293,500円 所得税165,500円
寄附した場合	住民税259,300円 所得税160,700円

△39,000円

- ※ 子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
- ※ 各モデルケースでは、一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
- ※ 各モデルケースの住民税（年額）は所得割に係るもので、このほか均等割が課税されます。

#### （注意）

1. 住民税の特例控除分では、[寄附金控除対象額 × (90% - 所得税の限界税率)] で算出した額が、住民税所得割額から税額控除されます。（特例控除分の上限は、税額控除前の住民税所得割額の10%です。）
2. 住民税の基本控除分では、[寄附金控除対象額 × 10%] で算出した額が、住民税所得割額から税額控除されます。（基本控除分の上限は、[所得金額の合計の30% - 5,000円]の10%です。）
3. 所得税の寄附金控除は、寄附金の合計額から5,000円を控除した額が所得金額から控除されます。（控除の対象となる寄附金の額の上限は、[年間総所得金額]の40%です。）